

市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の 指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和 42 <令和8年 地方分権提案 管理番号9>

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

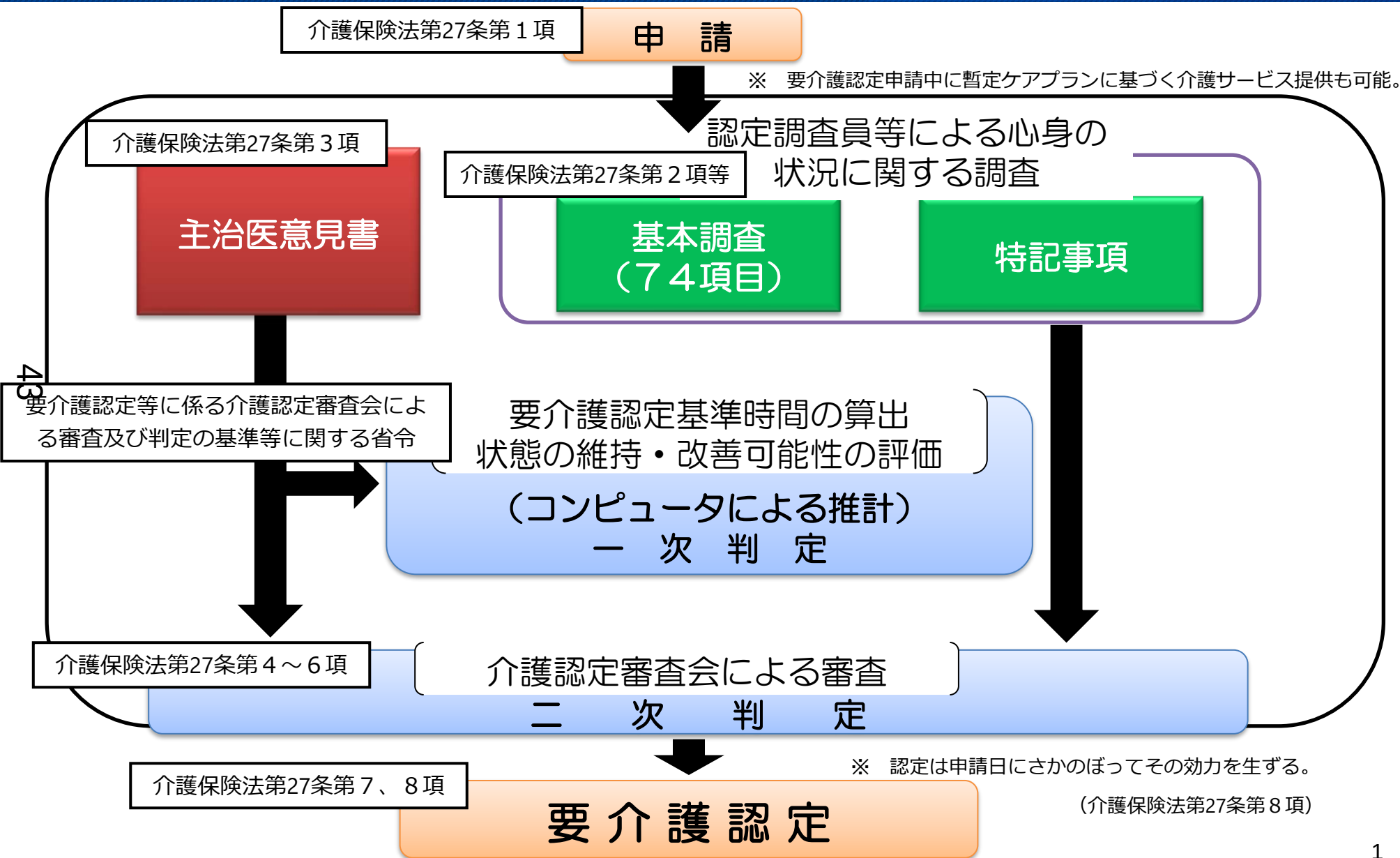
令和8年9月17日

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

重点28：市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和（厚生労働省）

要介護認定制度



認定調査が委託可能な範囲

	市町村		委託							
			指定市町村事務受託法人				指定居宅介護支援事業者等※ 1			
	介護支援 専門員	その他職種 無資格の 者を含む	介護支援 専門員	市町村職員 OB等※ 2	看護師、介護 福祉士等※ 3	その他職種 無資格の 者を含む	介護支援 専門員	市町村職員 OB等※ 2	看護師、介護 福祉士等※ 3	その他職種 無資格の 者を含む
44 新規申請	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
更新申請・区分変更申請	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×

※ 1 指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター及び介護支援専門員

※ 2 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者（認定調査に従事した経験が1年以上である者）

※ 3 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者（介護保険法施行規則113条の2第1号又は第2号で規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者）

提案内容及び一次回答

提案内容

- ・ 市区町村が介護認定の訪問調査（新規申請を除く）を委託する際の調査員の資格要件を、介護支援専門員に限らず、「その他の保健、医療、または福祉に関する専門的知識を有する者」に緩和するよう求める。※（「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日付け老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）より抜粋）
- ・ 介護支援専門員以外の保健、医療、福祉に関する専門的知識を有する者は、以下の①又は②のいずれかに該当する者とする。
 - ① 介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者
 - ② 認定調査に従事した経験が1年以上である者

45 一次回答

- ・ 要介護認定に係る調査（以下「認定調査」という。）について、市町村は、更新及び区分変更に係る認定調査を指定市町村事務受託法人又は指定居宅介護支援事業者等へ委託することができることとしている。
- ・ 認定調査の質を確保する観点も踏まえ、指定市町村事務受託法人に委託する場合は、「指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員」が行うことを基本としつつ、「その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」が実施できることとしており、指定居宅介護支援事業者等に委託する場合は、中立・公正性を確保する観点も踏まえ、指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員であって、都道府県又は指定都市が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）を修了した者が認定調査を行うことを可能としているところであるが、保険者の負担軽減等の観点も踏まえ、必要な検討をしてまいりたい。

一次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案団体からの見解

- 介護認定調査は介護支援専門員が行うことを基本としているが、居宅介護支援事業所等に所属している介護支援専門員は、ケアプラン作成やサービス担当者会議等で日常的に業務が集中しており、市が介護認定調査員として育成しても、本業の業務負担により調査受託に至らないため、調査員の受け皿とならず、結果的に調査委託件数の増加につながっていない状況にある。
- 当市では、新たに認定調査に従事する者に対しては、座学研修に加え、市直営調査員による同行研修を実施している。研修修了までには市職員による通常5～6回程度の実地研修や調査票の添削が必要で、市・調査員双方の負担は大きい。
- 一方、当市では退職した市OBの介護支援専門員にも調査を委託しており、高品質な調査により確認・修正作業の負担軽減につながっている。資格要件の緩和により、退職した経験豊富な職員を活用できれば、市職員の負担軽減及び調査件数の増加が期待できる。
- また、指定市町村事務受託法人への委託を検討したが、委託単価は1件あたり14,000～16,000円と、現在の居宅介護支援事業者への委託額の約4倍となっており、全ての市町村が活用しやすい手法とは言い難い。
- 令和6年の認定審査期間は全国40.9日、愛知県39.5日であり、法定努力義務である30日を達成している保険者は4.5%にとどまる。主治医意見書の迅速化だけでなく、認定調査体制の強化に向けた方策も必要と考える。
- 中立・公正性については、要介護度は認定調査だけでなく主治医意見書も踏まえて審査しており、双方の内容に乖離がある場合は、追加確認や必要に応じて認定期間を短く設定するなど、認定審査会において個別に慎重な審査を行っている。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

再検討の視点

- 指定市町村事務受託法人については令和2年の制度改正により、「その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」まで対象が拡大されていることから、指定居宅介護支援事業者等や個人の調査員についても、同様に拡大が可能ではないか。
- 認定調査の質の確保については、令和2年の制度改正時において、資格の有無だけでなく、認定調査員研修に加えて自治体による独自の取組により質を担保する考え方が示されているところである。
また、調査内容については実施主体にかかわらず共通化されており、市町村直営において資格要件が設けられていない点も踏まえると、資格の有無のみで質が決まるものではないのではないか。
- 介護支援専門員であるか否かという資格の違いにより中立・公正性が担保されるものではないのではないか。
- 指定居宅介護支援事業者等については、指定要件や、都道府県及び市町村による指導・監督の規定があり、また個人の調査員については、介護保険法第28条第7項に秘密保持義務、同条第8項にみなし公務員に関する規定が設けられていることから、こうした措置により、中立性・公正性は担保されているのではないかと。
仮に、上記の措置で不十分である場合には、特別な配慮義務を課すなど調査員の中立性・公正性を確保する仕組みを別途設けることも考えられるのではないかと。
- 「必要な検討を行う」とのことだが、想定される今後の具体的な段取り・スケジュール如何。
- 市町村の現場における人材不足に伴う要介護認定の遅延の状況等も踏まえ、要件の在り方については、早期に検討し、制度改正する必要があるのではないかと。

二次回答

二次回答



- 認定調査における調査の質は、認定調査に関する各自治体における実地研修やe-ラーニングの受講等に加え、地方公務員法や介護保険法においても担保している。具体的には、市町村職員が認定調査を行う場合には、認定調査員には地方公務員としての服務規律や懲戒の規定が適用され、指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業者等及び当該法人等に所属する介護支援専門員の場合には、法令で求められる要件への適合に加え、認定調査における虚偽の報告やその他業務上の不正をした場合の指定権者からの是正措置（指定の取消しや業務停止を含む。）が講じられる。個人の調査員についても、介護支援専門員の場合には、介護保険法に基づき、認定調査員の秘密保持義務等の規定に加えて、介護支援専門員としての義務（信用失墜行為の禁止等）を負っており、介護支援専門員としての義務に違反した場合には都道府県知事等による登録の削除が可能である。
- そのため、市町村OB職員等で、介護支援専門員としての資格を有さない者に対する認定調査業務の委託を可能とすることは、中立性や公正性、不適切な認定調査が実施された場合の是正措置等の観点から慎重な検討を要すると考えている。
- 提案自治体におかれては、法人や事業者には所属しない個人の調査員に対し、認定調査を直接委託することをご提案いただいているが、例えば、提案自治体においては市町村OB職員等を非常勤職員として直接雇用する方法といった、他の代替手段による負担の軽減についてご検討いただきたい。
- なお、指定居宅介護支援事業者等に所属する場合の資格要件の緩和については、厚生労働省として検討を進めてまいりたい。

(参考) 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点に関する考え方

再検討の視点（再掲）

- 指定市町村事務受託法人については令和2年の制度改正により、「その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」まで対象が拡大されていることから、指定居宅介護支援事業者等や個人の調査員についても、同様に拡大が可能ではないか。

49 認定調査の質の確保については、令和2年の制度改正時において、資格の有無だけでなく、認定調査員研修に加えて自治体による独自の取組により質を担保する考え方が示されているところである。

また、調査内容については実施主体にかかわらず共通化されており、市町村直営において資格要件が設けられていない点も踏まえると、資格の有無のみで質が決まるものではないのではないかと。

- 介護支援専門員であるか否かという資格の違いにより中立・公正性が担保されるものではないのではないかと。
- 指定居宅介護支援事業者等については、指定要件や、都道府県及び市町村による指導・監督の規定があり、また個人の調査員については、介護保険法第28条第7項に秘密保持義務、同条第8項にみなし公務員に関する規定が設けられていることから、こうした措置により、中立性・公正性は担保されているのではないかと。

仮に、上記の措置で不十分である場合には、特別な配慮義務を課すなど調査員の中立性・公正性を確保する仕組みを別途設けることも考えられるのではないかと。

再検討の視点に関する考え方

- 令和2年の見直しにおいては、要介護認定を遅滞なく適正に実施するための必要な体制の確保の観点から、委託により認定調査を実施する場合の調査員の資格要件について、指定市町村事務受託法人の緩和を行ったところ。
- 今回の提案を踏まえ、指定居宅介護支援事業者等については、要件の緩和について必要な検討を行いたい。
- 他方、個人の調査員については、不適切な認定調査が実施された場合の是正措置等の観点から慎重な検討が必要。

- 認定調査における調査の質については、研修等の実施に加え、地方公務員法や介護保険法に基づき、制度的な担保を行っている。
- 認定調査を委託する場合には、介護保険法第28条第7項及び第8項のほか、指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業者等及び当該法人等に所属する介護支援専門員の場合には、法令で求められる要件への適合に加え、指定権者からの是正措置（指定の取消しや業務停止を含む。）が講じられる。介護支援専門員についても、介護支援専門員としての義務（信用失墜行為の禁止等）を負っており、当該義務に違反した場合には都道府県知事等による登録の消除が可能である。これに対し、個人の調査員（市町村OB等の無資格者）については、不適切な認定調査が実施された場合の是正措置の観点から慎重な検討が必要。

指定居宅介護支援事業者等への認定調査の委託について（参照条文等）

介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

（要介護認定の更新）

第二十八条 要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

2～4 （略）

5 市町村は、前項において準用する前条第二項の調査を第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設（以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

6～10 （略）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）（抄）

（要介護更新認定の申請等）

第四十条 法第二十八条第二項の規定により要介護更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一～四 （略）

2・3 （略）

4 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護支援事業者
- 二 地域密着型介護老人福祉施設
- 三 介護保険施設
- 四 地域包括支援センター

5 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業者等若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 指定居宅介護支援等基準第二十五条に違反したことがないこと。
- 二 指定介護老人福祉施設基準第三十二条（中略）に違反したことがないこと。
- 三 介護老人保健施設基準第三十三条（中略）に違反したことがないこと。
- 四 介護医療院基準第三十七条（中略）に違反したことがないこと。
- 五 指定地域密着型サービス基準第百五十四条（中略）に違反したことがないこと。
- 六 法第六十九条の三十四第一項及び第二項に違反したことがないこと。

指定居宅介護支援事業者等への認定調査の委託について（参照条文等）

「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）（抄）

2 要介護認定に係る調査の実施者

（１）・（２） （略）

（３）指定居宅介護支援事業者等への委託

市町村は、新規の要介護認定に係る認定調査を除き、認定調査を指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設若しくは地域包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であって規則第40条第5項の要件を満たすものに委託することができる。

51 4）認定調査員

市町村職員、認定調査について市町村から委託を受けた指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者、指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員並びに介護支援専門員であって、本職通知（中略）により都道府県又は指定都市が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）を修了した者（以下「認定調査員」という。）が、別途老人保健課長名で通知する「認定調査票記入の手引き」に従って、別添2に示す認定調査票を用いて認定調査の対象者（以下「調査対象者」という。）に関する認定調査を実施する。（中略）

介護支援専門員以外の保健、医療、福祉に関する専門的知識を有する者は、以下の①又は②のいずれかに該当する者とする。

- ① 規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者
- ② 認定調査に従事した経験が1年以上である者

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を 追加すること等 (管理番号313、330)



令和8年9月17日(木)
総務省自治税務局

主な再検討の視点及び対応の方向性

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 第一次ヒアリングにおいて、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加するための検討に着手するという関係府省庁の共通認識が得られたことを踏まえ、総務省及び法務省は、マイナンバー法を所管するデジタル庁とも連携し、制度面及びシステム面で必要となる措置の検討を進めていただきたい。第2次回答及び第2次ヒアリングでは、その検討結果及び今後のスケジュールをお示しいただきたい。
- 上記検討に当たっては、申請者が法人である場合に、法人番号を提出させ、市町村長への通知事項に追加することも併せて検討いただきたい。
- 所有者不明土地等対策の観点から、不動産登記制度においても、相続登記及び住所等変更登記の義務化や所有者情報等に係る行政機関間の情報連携等、不動産登記情報を最新化するための制度改正が行われてきている。所有者特定のためマイナンバーや法人番号を利用することは不動産登記制度にとっても有効であり、法務局の事務効率化にも資することとなるため、法務省においてもマイナンバー等の利用に主体的に取り組むべきではないか。

対応の方向性

- 法務省をはじめとする関係省庁と連携し、本提案の実現に向けて、登記所から市町村へのマイナンバー・法人番号の通知方法などの具体的事項やスケジュールについて速やかに検討を行っていく。
- 税務標準システムにおいてマイナンバーを取り込むことができるよう、地方団体など関係者と連携して標準仕様書の見直しを行う。

提案募集検討専門部会でのご指摘を踏まえた総務省の考え方

- 本提案では、課税の適正化にとどまらず、不動産登記事務の問題を含むマイナンバーの活用による国・地方を通じた行政の効率化や社会全体のデジタル化をいかに進めるかという点が問われており、政府として省庁横断的に取り組むべき課題として認識すべきもの。
- 不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなることから、本提案を早期に実現すべき。
- 法務省をはじめとする関係省庁と連携し、本提案の実現に向けて、登記所から市町村へのマイナンバー・法人番号の通知方法などの具体的事項やスケジュールについて速やかに検討を行っていく。
- 具体的には、総務省としてシステム標準仕様書の見直しを行う必要があるものと認識しているところ、今後、登記済通知にマイナンバーが追加された場合、標準仕様書の改定が必要な箇所等について精査を行い、地方団体と連携しながら、速やかに改定に向けた手続を進めていく。

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等 (管理番号 3 1 3 ・ 3 3 0) について

令和8年9月17日
法務省民事局

提案の受け止め

- ・ 提案を受けて、市町村による課税事務等において、登記所から市町村への通知事項にマイナンバー・法人番号が付されることによるメリットがあることは認識
- ・ 今後は、登記所においてマイナンバー・法人番号を取得し、市町村に通知することを可能とするために必要な検討・調整を関係省庁間で連携して進めてまいる所存

不動産登記事務においてマイナンバー・法人番号を利用する必要性

- ・ 行政手続におけるマイナンバーの利用については、当該手続の制度所管省庁において検討すべきものと承知
- ・ 所有者不明土地等対策の観点から行われている登記記録の情報の最新化のための制度については、既にマイナンバー・法人番号を利用しない方法により所有者を特定して当該所有者の異動・死亡情報を確認する制度が、所要のシステム改修を行った上で、本年4月から施行されていることから、不動産登記事務においてマイナンバー・法人番号を利用する必要性は現時点でない
- ・ 他方で、マイナンバーとの連携については、適正な課税の観点から検討を行っていく必要があるものと承知

提案の実現に向けた主な検討事項

- ① マイナンバー・法人番号の**取得方法**
- ② マイナンバー・法人番号の**提供者の範囲**
- ③ マイナンバーの保有に伴う**登記所内の体制整備**の方法
- ④ **登記所から市町村長に対する**マイナンバー・法人番号の**通知方法**
- ⑤ ①～④の検討結果を踏まえた**システムの改修内容、法令改正の内容**
- ⑥ **システム改修の着手可能時期、改修スケジュール**

57 <システム改修費用の確保について>

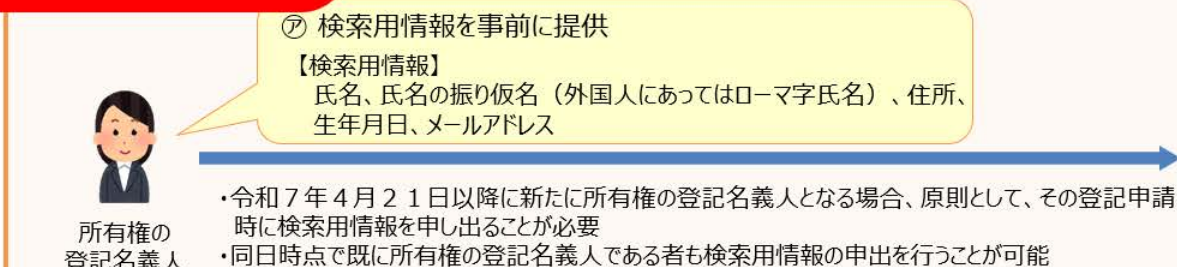
検討事項の結論次第でシステム改修の内容も変わることから、現時点でその改修費用の具体的な積算は困難であるものの、提案の実現に向けたシステム改修が数十億円規模となることが十分に想定され、そのための費用を一つの省庁の予算から拠出することは極めて困難な状況

→ **提案の実現の前提として、措置の目的（課税の観点）を踏まえた費用分担の在り方が整理され、費用確保の問題が解決される必要**

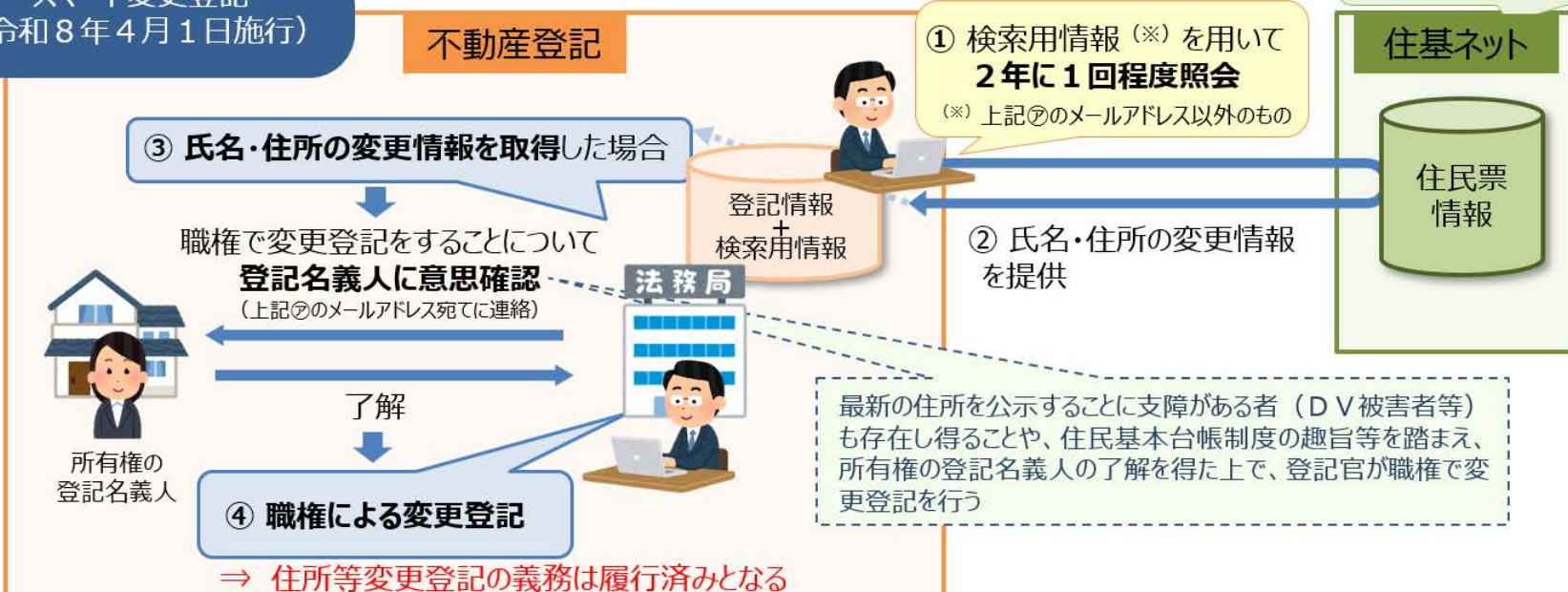
予算措置の目途も含めて、これらの検討事項について、令和9年度中を目途に結論を得た上で、必要な調整・措置を行っていくことを想定

スマート変更登記の手続イメージ（自然人の場合）

検索用情報の申出 (令和7年4月21日施行)



スマート変更登記 (令和8年4月1日施行)



所有権の登記名義人の死亡についての符号の表示について

R8.4.1
施行

【現状】

- 現行法の下では、特定の不動産の所有権の登記名義人が死亡しても、一般に、申請に基づいて相続登記等がされない限り、当該登記名義人が死亡した事実は不動産登記簿に公示されないため、登記記録から所有権の登記名義人の死亡の有無を確認することができない。
- もっとも、民間事業や公共事業の計画段階等においては、死亡の有無の確認が可能になれば、所有者の特定やその後の交渉に手間やコストを要する土地や地域を避けることが可能になり、事業用地の選定がより円滑になることから、所有権の登記名義人の死亡情報をできるだけ登記に反映させるべきであるとの指摘がされている。

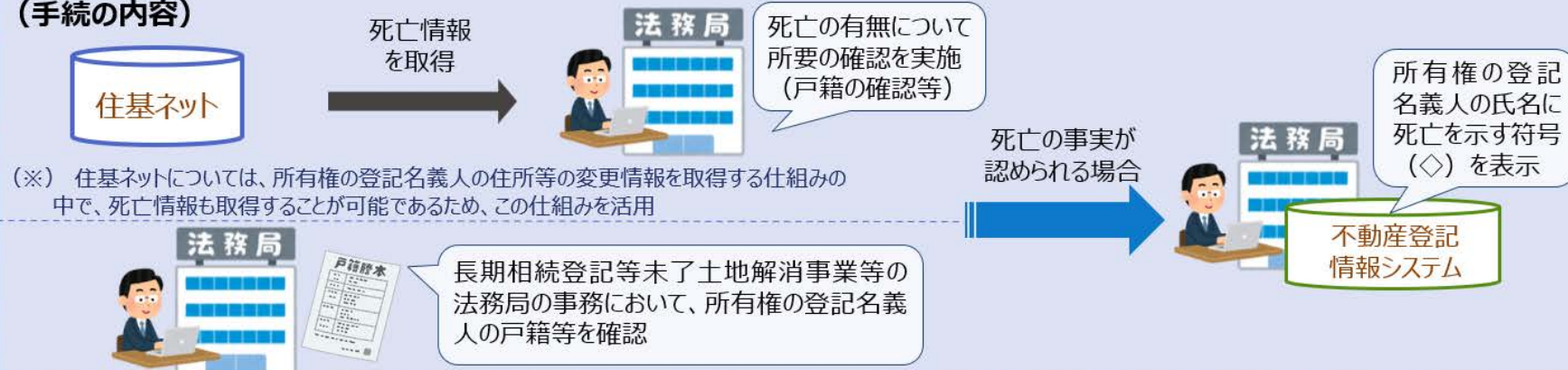


死亡についての符号の表示

所有権の登記名義人の相続に関する不動産登記情報の更新を図る方策の一つとして、**登記官が他の公的機関から取得した死亡情報に基づいて不動産登記に死亡の事実を符号によって表示する制度を新設**【新第76条の4】

⇒ 登記を見ればその不動産の所有権の登記名義人の死亡の事実を確認することが可能となる。

(手続の内容)



スマート変更登記等の手続イメージ（法人の場合）

スマート変更登記
(令和8年4月1日施行)

不動産登記



③ 職権による変更登記
【新第76条の6】

⇒ 住所等変更登記の
義務は履行済みとなる

※ 職権で変更登記をすること
について登記名義人に意思
確認はしない



不動産
登記情報

② 名称・住所の
変更情報を提供

※ 商業・法人登記簿上で
変更があった都度、省内
のシステム間連携により、
情報を提供

① 名称・住所の
変更の登記

商業・法人
登記システム

商業・
法人登記
情報

登記された会社法人等番号を検索キーとして、
商業・法人登記システムと情報連携を行う

会社法人等番号等を登記事項化

ある不動産について、どの法人が所有権の
登記名義人として記録されているのかを厳格
に特定し、その真正性を確保する観点から、

**所有権の登記名義人が法人である場合
には、会社法人等番号等を登記事項とする
こととされた。** 【新第73条の2第1項第1号】



㊦ 会社法人等番号の登記申請

新たに所有権の登記名義人となる
法人は会社法人等番号を登記事項
として登記申請をする必要(※)

(※) R6.4.1より前に所有権の登記
名義人となっている法人については、
オンライン・書面による簡易な申出に
より、登記官が職権で会社法人等
番号を登記する



① 会社法人等番号を登記

不動産
登記情報

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（R 8. 1. 2 3 決定）
～進捗等を踏まえた、今後の取組の方向性～」 （※） （抜粋）

国土の適切な利用・管理

・ 土地所有の透明化等

【土地所有者等のストック情報の把握】

○マイナンバーとの連携など、適正な課税の観点から土地所有者等を
より正確・効率的に特定するための仕組みについて検討

（※） 令和8年7月24日（金）外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する
関係閣僚会議（第3回）配付資料

指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置 基準等の緩和

2
＜令和8年 地方分権提案 重点事項番号27／管理番号27、28＞

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和8年9月17日

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

重点27: 指定介護老人福祉施設における栄養士又は
管理栄養士の配置基準等の緩和(厚生労働省)

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解と提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（管理番号27：指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し）

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

63

- ・村内での栄養士等勤務数は令和8年6月時点で3人（小学校、役場、介護老人福祉施設各1人）であり、うち村内居住者は1人、他に把握している限り村内で栄養士等有資格者は0人である。指定介護老人福祉施設では常勤栄養士（育休中）に代わり村外在住の非常勤栄養士が勤務していることから、現時点では求人を出していないが、育休中の職員の親（70代）に依頼しようやく非常勤として確保した経緯がある。そのため、今後急に退職等となった場合、たとえ非常勤であっても後任の確保は相当困難であることが見込まれる。栄養士等の非常勤勤務が可能と示されているが、上記のとおり村内外を通じて栄養士等の有資格者確保ができない状況であれば、制度上の選択肢は実態として機能しない。近隣の地域においても栄養士等の確保が困難であることは、情報交換会等の中で常に課題として挙がることから、広域での人材確保も現実的な解決策とはなっていない。このような状況を踏まえ、例えば、ICTを活用して遠隔での栄養管理・指導を行うなど、入所者の栄養管理を適切に実施できるのであれば、人口減少が進む地域においては栄養士又は管理栄養士の配置を必須としなくてもよいのではないか。地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とするため、本提案について検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- ・人口減少が進む離島・へき地においても、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とするため、現行の配置基準を参酌基準とすることを検討いただきたい。（提案団体においては村内の栄養士は3人しかいない。）
- ・栄養士等は非常勤職員でも配置可能とのことだが、そもそも人口減少が進む離島・へき地においては有資格者が少ないことから、問題の解決にならないのではないか。
- ・例えばICTを活用し食事記録等のデータを連携先の栄養士と共有することや緊急時の対応体制の確保など、連携による実質的な栄養管理がなされれば、栄養管理の質は担保されるのではないか。
- ・令和8年介護保険法の一部改正により、「特定地域サービス」という類型が設けられたことから、特定地域サービスの適用対象地域について、提案団体も含め幅広い地域を対象とし、基準等についても自治体が地域の実情に応じて設定できるよう、検討いただきたい。

厚生労働省第2次回答（管理番号27）

厚生労働省第2次回答

- 指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置については、入所者の適切な栄養管理を確保する観点から、入所定員が40人を超える施設において配置を求めており、当該配置基準の見直しについては慎重な検討が必要であるが、中山間・人口減少地域におけるサービス提供の実態や人材確保の状況を踏まえ、サービスの質の確保及び職員の負担に十分配慮しつつ、ご指摘の「入所定員が四十人を超えない」という要件について、関係審議会において必要な議論を行う。

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解（管理番号28：指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等）

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

65

- 村内の介護支援専門員勤務者は令和8年6月時点で3人（指定介護老人福祉施設1人、指定居宅介護支援事業所2人）であり、他に村内在住の有資格者で就業中の者は把握している限り2人（50代と70代）である。奄美本島内においても人材不足により全39指定居宅介護支援事業所のうち4事業所が閉所中である。指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の業務は、指定居宅介護支援事業所と比べ、利用者への訪問や関係機関との連携・調整などにおいて、業務の範囲や量が限られていると考える。しかし現行では指定介護老人福祉施設の介護支援専門員は常勤要件が課されているため、同建物内に併設の指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護計画作成等ができない。短期入所生活介護は入所期間中においても計画変更や関係者との調整等、サービス提供にあたっては高い専門性が必要とされる。この状況を踏まえ、本提案は高い専門知識を持つ介護支援専門員を活用するため、併設の指定短期入所生活介護事業所との兼務を認めてもらいたいとするものである。事業所が併設される場合に限定して常勤要件を緩和することで、サービスの質を維持しつつ業務の効率化を図ることができないか。
- また、「同等の能力」に関して、令和8年の法改正により介護支援専門員の更新制度は廃止予定であるが、例えば法改正以前の資格失効者について「同等の能力を有する者」とみなすことができないか。当村の失効者は60～70代の6人であるため長期的な人材確保への効果は限定的であるものの、少なくとも担い手となり得る人材は増える。地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とするため、本提案について検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（管理番号28）

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- 人口減少が進む離島・へき地においても、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とするため、現行の配置基準を参酌基準とすることを検討いただきたい。（提案団体においては村内の介護支援専門員は5人しかいない。）
- 本提案は、指定介護老人福祉施設の介護支援専門員について、指定居宅介護支援事業所との兼務を求めているのではなく、指定介護老人福祉施設と同一敷地内に併設されている指定短期入所生活介護支援事業所との兼務を求めるものである。
- 指定介護老人福祉施設の介護職員や看護職員等の職種では他の事業所との兼務が認められているのにも関わらず、なぜ介護支援専門員は他の事業所との兼務ができないのか。
- 運営基準に基づき、事業者は秘密保持の誓約を取り交わす等、従業員に対して必要な措置を講じているため、公正性・中立性は確保できているのではないか。
- 入所者の処遇に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点からの常勤要件については、現行制度においても、介護支援専門員は入所者の処遇に支障がない場合に同一事業所の他の職務に従事することが認められている。このため、例えば他の事業所との兼務を認める範囲を「同一敷地内に併設する指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護計画の作成業務に限定する」など限定的な緩和にとどめることで、サービスの質を維持しつつ、業務の効率化を図ることができるのではないか。
- 令和8年介護保険法の一部改正により介護支援専門員の更新制度は廃止される予定であるが、例えば法改正以前に更新を行わず資格を失効した者については、「同等の能力を有する者」として介護支援専門員とみなすことができないか。
- 令和8年介護保険法の一部改正により、「特定地域サービス」という類型が設けられたことから、特定地域サービスの適用対象地域について、提案団体も含め幅広い地域を対象とし、基準等についても自治体が地域の実情に応じて設定できるよう、検討いただきたい。

厚生労働省第2次回答（管理番号28）

厚生労働省第2次回答

- 指定介護老人福祉施設における介護支援専門員については、入所者の処遇に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点から、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないこととしている。施設サービス計画の作成やモニタリング等を継続的かつ安定的に実施する観点で、常勤要件の撤廃を行うことは困難である。
- また、介護支援専門員の資格要件については、適切なケアマネジメントの実施を担保するため設けられているものであり、「介護支援専門員と同等の能力を有する者」を介護支援専門員として位置付けることは困難である。なお、介護支援専門員の更新制の廃止および研修の見直しに伴い、既に資格を失効した者については、再研修にかわる、円滑な復職のための簡素な研修を受講することで復職できる仕組みとすることを検討しているところである。
- 一方で、指定介護老人福祉施設の介護支援専門員について、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができるところ、その見直しは慎重な検討が必要であるが、提案団体から示された支障や現場の実態を踏まえ、「入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事」の要件や範囲について、必要な検討を行う。

参考資料

提案内容及び一次回答（管理番号27：指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し）

提案内容

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2章第2条第1項ただし書の「入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、（略）第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。」という規定について、「入所定員が40人を超えない」という文言の撤廃又は入所定員の増員を求める。

一次回答

- ⑧
- 指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置については、入所者の栄養管理を適切に実施する観点から、一定規模以上の施設については栄養士又は管理栄養士の配置を求めているところである。
 - また、当該配置については常勤に限らず非常勤による配置も可能としており、各施設の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう配慮しているところである。これらを踏まえ、本件の検討にあたっては、まずは貴自治体内における医療機関、介護施設その他の福祉施設等における栄養士又は管理栄養士の配置状況や、人材確保の実態について具体的にお聞きしたい。
 - 一方で、入所定員が40人を超えない施設については、一定の条件の下、栄養士又は管理栄養士を置かないことを可能とする特例を設けているものである。この定員要件を撤廃又は変更することは、適切な栄養管理体制の確保に影響を与えるおそれがあるため、慎重な検討が必要である。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（参照条文等） 〈管理番号27〉

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（抄）

（従業者の員数）

第二条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

二・三 （略）

四 栄養士又は管理栄養士 一以上

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成一二年三月一七日) (老企第四三号)(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)（抄）

第二 人員に関する基準(基準省令第二条)

2 栄養士

基準省令第二条第一項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員(健康増進法第十九条に規定する栄養指導員をいう。)との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。

提案内容（管理番号28：指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等）

提案内容

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第9項において、「第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定されているところ、他の居宅介護支援事業者での勤務を可能とするなど柔軟な勤務を可能とするため、「常勤」の撤廃、「当該指定介護老人福祉施設」の撤廃、また、介護支援専門員に「介護支援専門員と同等の能力を有する者」などを追加することを求める。

一次回答（管理番号28：指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等）

一次回答

- ・ 指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の専従要件については基準省令にて、「専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定している。当該規定は、入所者の処遇に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点から、当該施設において安定的かつ継続的に業務に従事する体制を担保する趣旨で設けているものである。
- ・ そのうえで、本件の検討にあたっては、まずは貴自治体内における介護施設等における介護支援専門員の配置状況や、人材確保の実態について具体的にお示しいただきたい。あわせて、ご指摘の「介護支援専門員と同等の能力を有する者」について、想定される人材の範囲や要件等についてもお聞きしたい。

【常勤要件について】

- ・ 常勤要件については、介護支援専門員が施設サービス計画の作成及びモニタリング等を継続的かつ安定的に実施するために必要な勤務体制を確保する観点から設けているものであり、その見直しは、入所者の処遇に影響を与えるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。

【他の事業所の業務への従事について】

- ・ 常勤の介護支援専門員が居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務をすることは認められていない。これは、居宅介護支援事業所が、利用者の選択に基づきサービスを公正中立に調整する役割を担うものであり、特定のサービス又は事業者に偏ることを防止する観点から、その独立性を確保する必要がある点を踏まえたものであり、その見直しについては、慎重な検討が必要である。

【介護支援専門員について】

- ・ 介護支援専門員の資格要件については、適切なケアマネジメントを担保する観点から国家資格として位置付けられているものであり、「同等の能力を有する者」への拡大については、ケアマネジメントの質の確保に与える影響等を踏まえた慎重な検討が必要である。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（参照条文等） 〈管理番号28〉

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（抄）

（従業者の員数）

第二条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。～（略）

一～五 （略）

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2～8 （略）

9 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成十二年三月一七日) (老企第四三号)(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)（抄）

第二 人員に関する基準(基準省令第二条)

1～3 （略）

4 介護支援専門員

(1) 介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を一人以上配置するものとする。したがって、入所者が一〇〇人未満の指定介護老人福祉施設であっても一人は配置しなければならない。また、介護支援専門員の配置は、入所者の数が一〇〇人又はその端数を増すごとに一を標準とするものであり、入所者の数が一〇〇人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではない。

(2) 介護支援専門員については、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。

なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。

1.(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

中山間・人口減少地域では、「高齢者人口の減少」「生産年齢人口の減少による介護人材の確保の困難」が進んでおり、必要なサービスを維持するため、**地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組み**を設けることが必要となっています。

特に、これらの地域における訪問介護については、「利用者の事情による突然のキャンセル」「利用者宅間の移動に係る負担」「季節による繁閑」などにより、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持が課題となっています。

新たに創設

見直し内容

中山間・人口減少地域（※1）の事業所の実情を踏まえて、**選択可能な新たな給付や事業を創設**します。

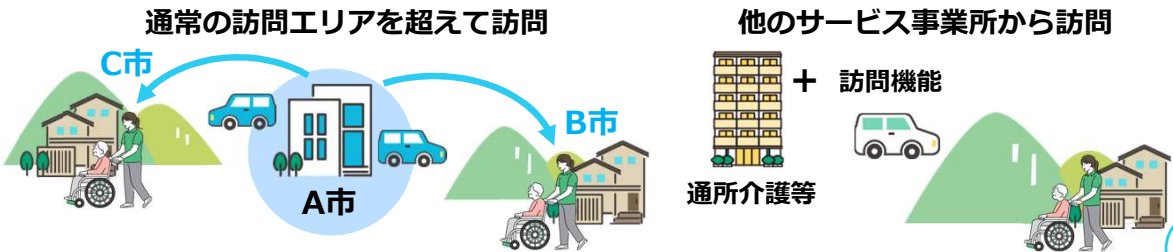
- ① **特定地域サービス**（※2）
 - ・包括的な評価（月当たり定額報酬）の導入
 - ・人員配置基準の弾力化（※3）
（管理者・専門職、夜勤職員の要件の緩和等）
- ② **特定地域居宅サービス等事業**
 - ・市町村が、給付に代えて、介護保険財源を活用して（地域支援事業として）事業費で委託

（※1）国において、高齢者の人口密度や高齢者人口の減少などに着目した一定の客観的な基準を設定
 （※2）障害福祉分野においても同様の見直しを行う。
 （※3）職員の負担や質の確保への配慮を前提。

	現行（指定サービス）	特定地域サービス（介護（予防）給付）	特定地域居宅サービス等事業（地域支援事業）
地域	全国	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域
人員配置基準	国の基準に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）をもとに市町村が決定
報酬等	全国一律の介護報酬	中山間・人口減少地域の事業所の実情を踏まえた介護報酬	事業費（市町村が委託）
報酬等イメージ	出来高  1回〇〇円	包括的な評価を選択可能  月〇〇〇円/人（包括的な評価）	特定地域サービス（介護給付）における報酬分に加えて、通常の圏域を超える移動経費等を含めて、事業費として支払い
類型	居宅・施設サービス等	居宅・施設サービス等	居宅サービス等
対象事業所の手続き	指定	市町村に登録	市町村から委託等

（※）省令等に規定する予定

特定地域居宅サービス等事業の活用が考えられるケース



2. (3) ケアマネジャー(介護支援専門員)の更新制の廃止・研修の見直し

ケアマネジャーの更新制は、5年ごとの更新時に研修受講を義務付けることで、専門知識の向上を図る仕組みです。利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**です。一方で、更新制に紐づく研修は**時間的・経済的な負担が大きい**との声もあり、**研修の在り方について見直し**が求められていました。



見直し内容

① 更新制の廃止

研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止します。

② 研修の在り方を見直し

専門職としての質の確保・向上は引き続き重要であり、定期的な研修の受講は継続しますが、**柔軟に受講できるようにします**。

(※) あわせて、現行の再研修に代わって、離職後に生じた制度変更等の知識のアップデートを目的とした、簡素な研修の仕組みを新設予定

③ 事業者の役割の明確化

事業者に対しても、**従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、必要な措置を講ずる義務**を課します。

(例：受講時間の確保、受講状況の確認 等)

現行の更新研修（2回目以降の場合）

- 資格更新の要件としての研修
- 32時間の研修を決められた日（概ね4～9日前後）に受講

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
講義／演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	25
合 計		32

見直し後に定期的に受講する研修のイメージ

- 研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止
- 一度交付を受けた資格は、期限により失効することはありません。
- 一定期間（例：5年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
- 初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
- 国による教材の一元作成や（※）、オンライン受講を推進します。

(※) 研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

社保審－介護給付費分科会

第261回（R 8. 7. 23）

資料●

■ 衆議院・厚生労働委員会における附帯決議（令和 8 年 5 月 22 日）（抄）

七 中山間・人口減少地域の対象地域について、国として基準を可能な限り具体的かつ明確に示し、都道府県による指定に係る考え方を公表すること。特に、同一市町村内に一般地域と中山間・人口減少地域が混在する場合においては、市町村未満の地域指定について客観的基準を明確化すること。また、その適用がなし崩し的に拡大することのないよう、適切に運用すること。指定状況、サービス提供状況及び質の評価結果について、国が検証を実施し公表すること。制度の運用に当たっては、サービスの質及び職員の負担への影響を十分検証すること。特に、夜勤要件の緩和については、テクノロジーの活用による生産性向上には一定の効果が認められる一方、それが介護職員に代替するものではないことを踏まえ、夜間帯における利用者の安全確保及び職員の負担軽減の観点から、慎重に対応するとともに、緩和後における転倒・急変等への緊急対応体制を確保し、小規模事業者を含む地域の介護提供体制の維持に配慮すること。

■ 参議院・厚生労働委員会における附帯決議（令和 8 年 6 月 18 日）（抄）

76

四 中山間・人口減少地域における特定地域サービスの対象地域について、国として基準を可能な限り具体的かつ明確に示し、都道府県による指定に係る考え方を公表すること。特に、同一市町村内に一般地域と中山間・人口減少地域が混在する場合においては、市町村未満の地域指定について客観的基準を明確化するとともに、その適用がなし崩し的に拡大することのないよう、適切に運用すること。また、指定状況、サービス提供状況及び質の評価結果について、国が検証を実施し公表すること。さらに、制度の運用に当たっては、サービスの質及び職員の負担への影響を十分検証すること。特に、夜勤要件の緩和については、テクノロジーの活用による生産性向上には一定の効果が認められる一方、それが介護職員に代替するものではないことを踏まえ、夜間帯における利用者の安全確保及び職員の負担軽減の観点から、慎重に対応するとともに、緩和後における転倒・急変等への緊急対応体制を確保し、小規模事業者を含む地域の介護提供体制の維持に配慮すること。